

## (仮) 第四次草加市総合振興計画・第一期基本計画の施策の方向性 (案)

### (1) 快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

#### 1) 水とみどりのまちづくり

##### 施策1 水環境の保全

本市には、綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路が縦横に流れています。かつてこれらの河川や水路は情緒豊かな野の川として風情を醸し出すとともに、舟運や水田耕作など地域の産業を育み、生活に密着した存在でした。しかし、都市化にともない流域で宅地化が進行し、河川や水路はかつてのうるおいある空間としての魅力を失い、地域の生活から離れた存在になりつつあったため、これまで本市では、河川や水路を草加の貴重な自然空間として捉え、市民共有の財産とするため、綾瀬川をはじめ伝右川や葛西用水、谷古田用水などの親水化や水質浄化対策、公共下水道を推進してきました。

今後は、さらに水とみどりが一体となった地域資源の活用を図るため、水質浄化対策や生態系に配慮した親水空間機能の保全など、水とみどりを活かしたまちづくりを推進します。

##### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
水環境の保全	①水質浄化対策の推進
	②親水空間の創造

##### 【施策の意図】

市民にとって身近な河川を保全する。

##### 【協働のイメージ】

市民の役割	●食用油や化学薬品等を流しに流さない ●川にゴミを捨てない
地域の役割	●川の周辺のゴミの清掃活動などを行う ●川に落ちているゴミを拾う
事業者の役割	●事業所からの排水をできる限り汚さない ●地域と協力して川の周辺の清掃等の活動などを行う
行政の役割	●流域の自治体等と連携して水質浄化に取り組む ●親水空間が安全・安心に使えるよう保全する

## 施策2 みどりの保全と創出

環境問題への取組や自然とのふれあい、健康増進のための場づくり、子どもたちが安全にのびのびと遊べる環境づくりなどへの要請が高まる中で、都市におけるみどりの役割は重要となっています。

快適な生活環境の形成に向けてみどりとオープンスペースの保全と整備や緑化を総合的に推進するため、本市の「緑の基本計画」による「みどりをまもる－保全、みどりをつくる－創出、みどりをそだてる－育成」の基本方針にもとづき、身近な自然環境やみどりと一体となった歴史・文化資源の保全、公園をはじめとした自然やみどりとふれあえる場の整備、さらには緑化に関する普及啓発活動や組織づくりを推進します。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
みどりの保全と創出	①みどりの保全
	②みどりの創出
	③みどりの育成

### 【施策の意図】

快適な生活環境を形成するため、みどりとオープンスペースの保全・整備及び緑化を進める。

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅の庭やベランダなどで植物を育てる</li> <li>●市内の農地を守るため、草加産の農産物を購入し食べる</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で花やみどりを育てる活動を行う</li> <li>●地域の公園などの身近なみどりを管理する</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内で植物を育てる</li> <li>●市内の農地を守るため、草加産の農産物を積極的に販売する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みどりの保全、創出、育成に関する意識啓発</li> <li>●公園やみどりにふれあえる場などの整備</li> </ul>

## 2) 環境との共生

### 施策3 環境を守り育てる

環境問題は、地球環境、ごみ問題、環境衛生など多岐にわたっていることから、その解決には、個々に対応するだけでなく、総合的な対策が必要となります。

このことから、本市では、環境を守り育てるため、市内に残されている樹林、農地、河川・水路などの自然環境を、市民が身近に自然とふれあえる場として保全と創出を図り、多様な生物と共生するまちづくりをめざします。

地球温暖化対策については、循環型社会の構築を進めるため、資源の再利用を促進するとともに、民間企業や大学などと連携しつつ、再生可能エネルギーの導入拡大を図る中で、エネルギー利用の効率化に向けた環境整備の取組への支援などについても検討し、低炭素型まちづくりをめざします。

環境問題は、市民一人ひとりが考えるべきこと、行政が考えていかなければならないこと、さらには日本全国、地球規模で検討しなければならない分野もあります。そのため、環境を守り育てるための施策については、各々が主体的に考えるべきこと、また、できることを確実にやっていくことに加え、市民、事業者、行政の連携と役割分担が必要となりますので、引き続き、環境学習の推進を図り、一人ひとりが環境の重要性を再認識するよう啓発事業を促進し、総合的な観点から環境を守り育てます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
環境を守り育てる	①低炭素型まちづくり
	②循環型社会の構築
	③自然共生型まちづくり
	④環境衛生

#### 【施策の意図】

身近な自然の保全と環境負荷の低減を図る。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●温室効果ガスをできるだけ出さないように生活する ●ゴミをできるだけ出さないようにする
地域の役割	●資源のリサイクルなどに取り組む
事業者の役割	●温室効果ガスをできるだけ出さないように事業活動を行う ●効率的にエネルギーを利用するしくみを考え、導入する ●ゴミをできるだけ出さないようにする
行政の役割	●環境教育を推進し、環境への意識啓発を図る ●環境にやさしい都市づくりを進める

## (2) 安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

### 1) 良好なまちづくり

#### 施策4 良好なまちづくりの推進

本市は、昭和30年代後半から急激な人口増加とともに宅地化が進み、農業的土地利用から都市的土地利用へと大きく変化してきました。その結果、急激な市街化による基盤整備の遅れや、スプロール化、農地の減少、住工混在などの弊害があらわれている地域も見られますので、今後も良好な市街地の形成をめざし、適正な土地利用を推進します。

また、本市は、鉄道の利便性により市内4駅を中心に同心円状に市街地が発展してきた経緯があり、これまでも鉄道高架複々線化事業とあわせ、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより駅周辺の都市基盤整備の推進を図ってきました。今後も、市内の4駅の特徴に合わせ、地域の核づくりを進めます。

さらに、市内には木造住宅が密集している地域や狭隘道路が存在し、住宅と工場の混在や老朽化した大規模住宅団地などの立地が見られるなど、様々な都市的課題を抱えています。これらの課題を解決するため、地域特性に応じた快適な居住環境と災害に強い安全で良好な市街地の形成を進めます。

また、ライフスタイルに応じた良好な住宅ストックの維持形成とともに、今後増加することが想定される空き家対策の推進など、安心して居住できるための支援を推進します。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
良好なまちづくりの推進	①計画的な土地利用の誘導
	②都市核と地域核の形成
	③良好な市街地の形成
	④良好な住環境の形成

#### 【施策の意図】

良好な市街地の形成を図る。
---------------

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●まちづくりに関するルールを守る ●所有する不動産を管理する
地域の役割	●地域のまちづくりについて考える ●地域のまちづくりに関するルールをつくり運用する
事業者の役割	●まちづくりに関するルールを守る ●まちの魅力を高めるように努める
行政の役割	●快適なまちづくりに向けて土地利用を誘導する ●空き家対策など、地域の問題を解決するための取組を進める

## 2) 安全で円滑な交通

### 施策5 交通利用環境の改善促進

本市は、市域のほぼ中央を東武スカイツリーラインが南北に走り、それを利用して都心などに通勤・通学をする人が多いという特徴があり、交通結節点である駅を中心とした移動手段を確保することが市民生活を支える上で重要といえます。その一方で、近年では都市部においてもバスの利用が伸び悩み減便や撤退の危機に瀕するなど、公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増してきています。

今後、高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者などの交通弱者が増加することが予想され、通院や買い物など日々の生活の中で利用可能な、利便性の高い公共交通手段への需要はさらに高まるものと推測されます。このため、バス運行事業者や関係機関と連携しながら、将来に渡って市民の暮らしを支え続ける、分かりやすく利用しやすい公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
交通利用環境の改善促進	①交通利用環境の改善促進

#### 【施策の意図】

市民の交通の利便性を確保する。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●公共交通を積極的に利用する ●公共交通の運行を妨げない
地域の役割	●公共交通を快適に利用できるよう、バス停周辺の環境美化等に努める
事業者の役割	●公共交通の利用者のニーズに応える
行政の役割	●公共交通が円滑に通行できる道路を整備する ●関係機関との協議などにより公共交通の利便性を高める

## 施策6 安全で快適な道路の整備

本市の道路網は、東京外かく環状道路、新設県道の整備などにより、交通渋滞の緩和が図られてきています。また、市内幹線道路や生活道路の整備についても、防災及び安全対策などを重点に、計画的に進めています。

今後も交通需要の変化に伴い、公共交通政策など他施策とも連携を図りながら、混雑の解消に努めるとともに、歩行者や自転車などの交通の安全性、利便性の向上のため、各種道路の計画的な整備を推進します。

また、幹線道路や生活道路の整備と合わせて、既存道路などについても、維持管理を徹底し、安全で快適な道路網の構築を図ります。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
安全で快適な道路の整備	①幹線道路の整備
	②生活道路の整備
	③道路の保守

### 【施策の意図】

道路の機能を確保する。
-------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●幅員4m未満の道路でセットバックに協力する</li><li>●交差点での隅切りに協力する</li></ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の交通危険箇所などを行政に知らせる</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●通勤時間のオフピークの導入など交通混雑の解消に協力する</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●交通混雑の解消や歩行者、自転車が安全に通行できるよう、計画的に道路整備を行う</li><li>●安全な通行を確保するため、道路の維持管理を徹底する</li></ul>

### 3) 安全性の高いまちづくり

#### 施策7 総合的な治水対策の推進

中川・綾瀬川流域の下流域に位置する本市は、もともと浸水しやすい地形特性を有していることに加え、流域の開発や都市化の進行にともない保水・遊水機能の低下が著しく、河川への流出量の増大をもたらしています。そのため、河川の氾濫や排水機能を上回る降雨などにより水害の発生しやすい状況にあります。

そのため、本市は今日まで重要な課題として治水施設の整備に取り組み、一定の治水安全度が確保され、被害を受ける頻度は少なくなってきましたが、気候変動による台風の大型化、記録的短時間大雨などが全国各地で頻発し、多くの被害をもたらしていることから、まだまだ治水対策が大きな課題であることに変わりありません。そのことから、中川・綾瀬川流域整備計画を基本として、水害に強い河川などの整備を促進し、河川・水路の保全や水防体制の充実を図るとともに、総合的な治水対策を推進することにより、水害に強いまちづくりを進めます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
総合的な治水対策の推進	①水害に強い河川等の整備
	②河川等の保全

#### 【施策の意図】

水害から市民を守る。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●雨水ますを設置し、河川に雨水が流れ込まないようにする
地域の役割	●地域の生活道路の側溝の清掃を定期的実施し、雨水が流れやすいようにする
事業者の役割	●地域と連携し、側溝等の清掃を定期的実施する
行政の役割	●水害の発生を防止するため、排水施設を整備する ●幹線道路などの側溝の清掃を定期的実施する

## 施策8 交通安全対策の推進

人命尊重の理念にもとづき、交通事故のない安全かつ快適な交通環境を実現するため、歩行者、幼児、高年者、障がい者などの安全通行の確保に努めます。

自動車や自転車の交通の安全かつ円滑な通行を確保するための道路交通環境の整備を進める一方、走行マナーに関する意識啓発や生涯を通じた交通安全思想の普及などを図ります。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
交通安全対策の推進	①交通安全意識の啓発・高揚
	②円滑な通行の確保

### 【施策の意図】

安全な交通環境の確保を図り、交通事故から市民を守る。
----------------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●交通ルールを学び、守る
地域の役割	●子どもたちなどに交通ルールを教える ●交通上危険な箇所を点検し、行政等に連絡する
事業者の役割	●交通ルールを学び、守る
行政の役割	●交通ルールを学ぶ場や機会を設ける ●交通安全のための施設を整備する



## 施策9 危機管理体制の強化

ここ数年、各地で地震や台風などの自然災害が多発しており、市民の生命・身体・財産が危険にさらされることが多くなってきました。そのため災害に強く、安心して住むことができるまちづくりが、今まで以上に求められています。

このため、いつ発生するか予測が難しい危機に対応できるよう、日ごろから備えをしておくことが非常に重要になっており、本市としても今まで以上に安全な地域社会づくりに向け、消防防災体制の充実強化が必要となっています。

また、突然発生する災害、事故などに対しては、(広域化された草加八潮消防組合と連携を図り、)火災、救急・救助体制などの消防力の充実強化を図るとともに、近い将来に必ず発生すると言われていた大規模地震や、頻発する大型台風や記録的短時間大雨などの自然災害に対しても、必要な備えや体制の充実を図ることによって被害を最小限に抑えるための対策を強化するなど、不測の事態に対する危機管理体制を強化する必要があります。

本市では、自分の命を自分で守るための防災知識の普及と市民一人ひとりの災害時における防災行動力の強化及び防災施設・設備の整備などを進め、市民、事業者及び行政の連携と協働を推進しながら、自助・共助・公助による災害に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
危機管理体制の強化	①危機管理体制の整備
	②防火・防災意識の高揚
	③消防力の強化
	④地域防災力の強化

### 【施策の意図】

災害に強いまちづくりを推進する。

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災意識を高め、食料の備蓄などしておく</li> <li>●住宅の耐震性、防火性を高める</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に助け合えるよう実践的な避難訓練等を実施する</li> <li>●災害時に自力で避難できない人などを助けるしくみをつくっておく</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に従業員などの安全を確保できるよう実践的な避難訓練等を実施する</li> <li>●事業内容に応じて災害時に市民等の支援を行う</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画などにに基づき、防災体制を充実させる</li> <li>●広域的な連携のもと火災・救急・救助などの消防体制を充実させる</li> </ul>

## 施策 10 防犯対策の推進

最近の治安の悪化は全国的に見ても非常に憂慮すべき問題となっています。通り魔的な殺人や空き巣などの侵入窃盗、ひったくりなどの身近な犯罪が依然として多い状況にあるほか、振り込め詐欺をはじめとした高年者を狙った犯罪や、子どもたちが被害者となるような様々な事件が引き起こされています。

本市における状況も同様です。犯罪等に対する市民の不安の声は引き続いて多く寄せられています。そのため本市では、平成 16 年 12 月に制定された「草加市みんなで取り組む安全安心まちづくり宣言」の理念のもと、「草加市安全安心まちづくり行動計画」にもとづきパトロールステーションの運営や市民が主体となって行う自主防犯団体への支援、草加駅・松原団地駅周辺などに設置した防犯カメラの運用など、様々な施策を展開してきました。

今後も引き続き、地域市民との協力や関係機関との連携による防犯思想の普及促進、防犯体制の確立、防犯施策の総合的な推進を図り、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進します。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
防犯対策の推進	①防犯意識の普及・高揚

### 【施策の意図】

市民の防犯意識を高め、犯罪を減少させる。
----------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪に関する情報に関心を持ち、犯罪被害に遭わないように注意する</li> <li>●家の戸締りなどをしっかりとする</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パトロールを実施するなど、地域の安全の向上に努める</li> <li>●犯罪が起きそうな場所を点検し、注意を喚起する</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害にあわないよう、事業所の防犯対策に努める</li> <li>●自治会等と連携して、地域の安全の向上に努める</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯に関する情報を提供する</li> <li>●管理上問題のある空き家等の対策について検討を進める</li> </ul>

## 施策 11 安全で安定した水の供給

本市の水道事業は、昭和 34 年に給水を開始して以来今日まで、生活用水の供給とともに都市開発、産業の進展など、市の基盤づくりに重要な役割を果たしてきました。特に高度経済成長、生活様式の変化によって、水需要は飛躍的に増大しました。

しかし、単身世帯の増加や節水機器の普及などにより水需要は漸減し、今後も経営環境は厳しくなると予想されるため、安定した経営基盤を維持していくことが必要です。

また、今後も引き続き安全で安定した水の供給を行っていくため、老朽化した施設の更新と耐震化を効率よく実施していきます。

なお、水道事業は地方公営企業法の適用を受け、水道料金を主財源とする独立採算性で企業を運営していることから、費用と収益の収支バランスを見る中で、安全で安定した水の供給を図っていきます。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
安全で安定した水の供給	①良質な水の安定供給

### 【施策の意図】

市民の求める安全で良質な水の安定供給を図る。
------------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●水道の利用状況を確認し、漏水などがいないか点検する
地域の役割	●マンション等の給水タンクや給水設備を適正に管理する
事業者の役割	●水道の利用状況を確認し、漏水などがいないか点検する
行政の役割	●水道施設の適切な維持管理を行う

## 施策 12 安定した汚水処理の推進

本市では昭和 30 年代からの急速な宅地開発の進展などに伴う河川の水質の悪化などに対処するため、昭和 47 年から公共下水道事業に着手しています。本市の公共下水道は、事業着手当初から汚水と雨水を分離して流す分流式を採用しており、下水道普及率は 90%を超えています。

今後も引き続き公共下水道の整備を進めるほか、施設の老朽化による危険箇所などについて、計画的な修繕などを行い、安定した汚水の処理に努めます。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
安定した汚水処理の推進	①安定した汚水処理の推進

### 【施策の意図】

良好な生活環境を守るため、汚水処理を安定的に行う。

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●下水道が整備された地区では水洗化を行う
地域の役割	●汚れた水が雨水管に流れないように、道路や側溝の清掃を行う
事業者の役割	●地域と連携し、道路や側溝の清掃を行う
行政の役割	●下水道の整備を進める ●老朽化した下水道を計画的に修繕する

### (3) 活気の創出～にぎわいのあるまちをつくる

#### 1) にぎわいの創出とものづくりの発信

##### 施策13 地域とともに栄える産業の振興

本市は、東京圏 15～20 kmに位置し東京都とのかかわりが大きく、買い物客の都内への流出傾向が強い地域です。さらに近年は郊外型大型複合店舗の進出の影響などにより、市内における小売業者の活性化が課題となっています。また、製造業においては、国内消費の伸び悩みや生産拠点の海外シフトなどの影響を受け、市内事業所数や従業者数が年々減少するなど、製造業全体が厳しい状況に置かれています。

産業の振興においては、商工会議所、商店連合事業協同組合、地元商店会、中小企業者、農業協同組合など地域の方々とともに手を携え、人材の育成や創業者の支援、生産技術の改善・向上、ブランド化の促進など必要な支援を必要な機会に提供していくことが重要です。

このような中で、本市では市内産業の将来像を見据え、商店街のにぎわいの向上、商工業や都市農業の振興、及び草加せんべいなど地場産業の活性化を図り、多様な産業があるまちとして総合的な観点から産業の振興を図ります。そのため、これまで商業、工業、農業と縦割りで取り組んできた施策を相互に連携させることで、より効果的な施策展開を図ります。

また、これらの産業に従事する労働者の労働・雇用環境の確保などにも努めるなど、健全な産業の発展を促進します。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
地域とともに栄える産業の振興	①にぎわいの創出
	②ものづくりの振興
	③中小企業の経営支援
	④地場産業の育成
	⑤都市農業の振興

#### 【施策の意図】

市内産業の活性化を図る。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●草加の産品を積極的に購入する</li> <li>●できるだけ市内で買い物をする</li> </ul>
地域の役割	●地域資源を活かしたり、地域の課題を解決するコミュニティビジネスを起こす
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●魅力ある商品を開発・販売する</li> <li>●にぎわいを生み出すイベントなどを実施する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の産品を広く宣伝する</li> <li>●起業などへの支援を行う</li> </ul>

## 施策 14 おもてなしの心が息づく観光の振興

本市は、日光街道の宿場町として栄えたという歴史を持ち、俳聖松尾芭蕉による「おくのほそ道」を縁として国指定名勝となった草加松原をはじめ、特色のある産業や各種のお祭りなど、様々な魅力ある観光資源があります。

今後は、観光基本計画にもとづき、これら観光資源をネットワーク化し、草加の魅力を広く市内外に発信するほか、本市を訪れた方々をもてなす仕組みづくりを進め、市民や地元商工業者などとの連携、歴史文化資源やせんべい、皮革製品などの地場産業などを活用し、観光により本市のブランド力の向上を図り、多くの方々が訪れるまちをめざします。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
おもてなしの心が息づく観光の振興	①魅力ある観光の推進

### 【施策の意図】

観光地としての魅力の向上を図る。
------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●草加市の歴史や文化に関心を持ち、理解を深める</li> <li>●市外から訪れた人に対しておもてなしの心を持つ</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域にある歴史や文化などの資源を大切にする</li> <li>●魅力ある街並みづくりなどに取り組む</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市外から訪れた人にとって魅力ある商品などを開発する</li> <li>●事業所内の見学や体験などの観光につながる取組を行う</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光に関する情報を市外に発信する</li> <li>●観光資源などに関する案内表示を設置する</li> </ul>

## 2) 心地よい風景づくり

### 施策 15 心地よいまちづくりの推進

本市では、平成4年に風景づくり基本計画を策定し、地域特性を活かした景観づくりを進めるとともに、様々な景観施策を行ってきました。その後、景観法の施行を受け、平成20年に施行した草加市景観計画・景観条例にもとづいて、本市の原風景である「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいたにぎわいのある快適で心地よいまち」をめざし、景観づくりを進めてきました。

草加松原が国指定名勝となったことに伴い、景観の重点地区として保存・管理に努め、新たな取組を検討します。

また、見た目の美しさだけでなく、ユニバーサルデザインの考え方にもとづき、誰もが安全に不自由なく利用できる施設の整備を推進するほか、人と自然の共生をめざすなど、草加らしい心地よいまちづくりを展開します。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
心地よいまちづくりの推進	①生活風景の創出
	②誰もが利用しやすいまちづくり

#### 【施策の意図】

美しい景観を創出するとともに誰もが安全に不自由なく利用できる施設を整備する。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●住宅などを建てる際には地域の景観に配慮する ●地域の街並みづくりのルールを守る
地域の役割	●魅力ある街並みづくりに向けたルールなどをつくる
事業者の役割	●地域の街並みづくりのルールを守る
行政の役割	●良好な景観づくりを進めるためのルールづくり ●公共施設の整備等にあたっては地域の景観に配慮する ●地域で進める街並みづくりに対して支援を行う

## (4) 地域の共生～ともに力を合わせて自分たちのまちをつくる

### 1) 活力と生きがいのある高齢社会

#### 施策16 高年者福祉の推進

わが国は、いずれの国も経験したことがないほどのスピードで高齢化が進んでいます。本市の高齢化率は、平成16年の13.3%からここ10年で8.7ポイント増え、平成26年4月には22.0%に達しており、約4人に1人が高年者である社会に突入しています。

今後はこうした社会動向を前提としながら、高年者の生活を豊かなものにしていくことが重要になってきます。そのためには、働くことや、趣味・スポーツなどの活動を通して高年者が社会参加をし、生きがいを持ち、自立した生活をしていくことが大切です。

また、要介護状態に陥らないよう介護予防に取り組むことや介護を必要とする状態になったときには、適切なサービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の充実が必要です。

そのため、多様化する高年者福祉ニーズを的確に把握し、有効かつ適切な施策を展開できるよう高年者プランでその目標を定め、市民や地域、事業者などと連携しながら各施策を着実に推進していきます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
高年者福祉の推進	①高年者の自立支援
	②社会参加と生きがいづくり
	③介護保険制度の円滑な実施

#### 【施策の意図】

高年者の自立と社会参加を図る。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●健康寿命を伸ばすよう日頃から健康に留意した生活を送る ●生きがいを持ち、積極的に社会との関わりを持つ
地域の役割	●空き家などを利用して高齢者の居場所をつくる ●地域のなかで高齢者が活躍できる場や機会をつくる
事業者の役割	●高齢者の就労機会を創出する ●地域等と連携しながら高齢者を支える取組に協力する
行政の役割	●高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防などの取組を推進する ●介護や支援を必要とする人に対する支援のしつみをつくる



## 2) みんなで取り組む子育て

### 施策 17 児童福祉の推進

少子化が進む中、持続可能な社会を実現するためには、人々が希望どおりに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識と流れを変えていく必要があります。

少子化と人口減少を克服することを目的として、次世代育成支援対策推進法が平成 36 年度末まで 10 年間延長されました。

また、幼児教育・保育、子育て支援の質・量を充実させることを目的として、子ども・子育て支援法が制定されました。

そこで「草加市次世代育成支援行動計画」及び「草加市子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、総合的・計画的に子育て支援体制の充実や子育て世代及び子どもにやさしい環境の整備を進めるとともに、今後も引き続き、総合的な情報の提供などにより地域ぐるみでの子育てを支援し、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全ての子どもたちの健全な育成と福祉の推進を図っていきます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
児童福祉の推進	①子育て支援の推進
	②良質な保育環境づくり
	③子どもの発達支援
	④子育てに係る経済的不安等の軽減

#### 【施策の意図】

子育て環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図る。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●子育てについて関心を持つ
地域の役割	●地域で子育てを支えるしくみをつくる ●高齢者と子どもたちが交流する機会をつくる
事業者の役割	●安心して子どもを預けられる子育てサービスを提供する ●子育てをしやすい労働環境にする
行政の役割	●保育園などの待機児童を解消する ●子どもに対する医療費の助成など、子育て世帯への支援を行う

## 施策 18 生きる力を育てる学校教育の推進

本市では、次代を担う子どもたちにとって必要な「生きる力」を支える確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を図り、子どもたちのよさや可能性が発揮され、一人ひとりを大切にしたい信頼される学校教育の推進を図っています。

その中で、「草加っ子の基礎・基本」のより一層の定着や学習意欲の向上を図る取組や、それらを実現するための学習環境の整備、充実を進めるとともに、児童生徒はもとより、家庭・地域にとっても魅力ある学校づくりをめざしています。

今後は、引き続きこれらの施策をさらに充実させるとともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校と家庭・地域が連携し、地域社会が一体となって0歳から15歳までの全ての子どもたちの育ちを支える、子ども教育の連携を推進していきます。

また、安全安心で快適な教育環境の確保に向け、小中学校の教育施設の整備の充実を図ります。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
生きる力を育てる学校教育の推進	①学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成
	②心豊かな児童生徒の育成
	③健康でたくましい児童生徒の育成
	④きめ細かな特別支援教育の充実
	⑤一人ひとりに応じた就学支援の充実
	⑥計画的な学校教育施設整備の推進
	⑦魅力ある教育環境の推進
	⑧家庭・地域の教育力の向上
	⑨組織力を生かした学校経営の推進
	⑩子ども教育の連携の推進

### 【施策の意図】

全員がひとしく教育を受けられるようにし、人間として調和のとれた子どもを育成する。

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●学校が行う取組にボランティア等として参加する
地域の役割	●学校が行う取組に対して協力する
事業者の役割	●学校が行う社会科見学や職業体験などに協力する
行政の役割	●子どもたちの能力や個性、生きる力を伸ばす教育をおこなう ●学校などの教育環境を充実させる

## 施策 19 子ども・青少年育成の充実

子どもや青少年を取り巻く環境は、いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫などの問題が、深刻化かつ多様化しています。こうした中で、次代を担う子どもや青少年が夢や希望を持って、のびのびと育ち、社会の一員として自覚と責任を持ってたくましく成長を遂げていくことが望まれています。

そのため、家庭、学校、地域社会、子どもや青少年関係団体など、広範な市民が相互の協調と連携の輪を広げるとともに、子どもの居場所づくりなど、子どもや青少年自身の主体的な活動を支援・推進する各種事業を展開することにより、本市をふるさとと感じながら次代を担う健全な子どもや青少年を育てていきます。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
子ども・青少年育成の充実	①子どもの居場所づくり
	②青少年育成の推進

### 【施策の意図】

ふるさと意識のもてる子ども・青少年を育成する。
-------------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●地域で子どもたちを育てる活動に参加する
地域の役割	●地域で子どもたちを育てる意識を醸成する ●地域全体で子どもたちを育てる活動を行う
事業者の役割	●地域で実施している子どもたちを育てる活動に協力する
行政の役割	●子どもたちが安心して集まれる居場所をつくる ●地域で実施している子どもたちを育てる活動に対して助言や支援を行う

### 3) とともに暮らす地域づくり

#### 施策 20 市民自治の推進

これまで、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の基本方針にもとづき、資金・人材・情報・場所などに関して、ふるさとまちづくり応援基金・まちづくり講座・コミュニティセンターの整備などの支援策の実施や提案制度の確立・運用によるまちづくりを進めるための「まちづくりの環境整備」、「まちづくりの参画手続」に取り組んできました。

若者の参加や地域リーダーの育成、地域活動の活性化などの取組が市民自治の推進に向けて求められています。

今後も、これまでに実施してきた様々な支援策を更新・充実させるとともに、さらなる協働のまちづくりを進めることにより、市民自治を推進していきます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
市民自治の推進	①地縁活動の推進
	②市民活動の推進

#### 【施策の意図】

市民が自主的主体的にまちづくりを進める。

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●町会や自治会に加入する ●市や地域が実施するまちづくりに積極的に参加する
地域の役割	●町会や自治会などの活動を活発におこなう ●魅力ある地域づくりのための様々な市民活動をおこなう
事業者の役割	●企業市民として市や地域が実施するまちづくりに積極的に参加する
行政の役割	●市民に対してまちづくり等に関する情報提供をおこなう ●リーダーとなる人材を育成する

## 施策 21 地域福祉の推進

地域福祉の目標は、すべての市民が、障がいの有無や介護の必要性にかかわらず地域社会の中でその人らしく、いきいきと安心して暮らすことのできる社会を実現することといえます。

地域福祉を推進するためには、公的福祉サービスの充実を図ることはもちろん、市民・地域住民・事業者などを地域の資源として捉え、それら社会資源の開発・発掘・育成を推進し、共助の領域を拡大・強化することが必要となります。また、地域に点在するそれらの社会資源や公的な福祉サービスを適切に組み合わせ、多様化する生活課題について地域全体で解決する仕組みづくりが必要となります。

一方、行政内部においても、地域福祉推進のための諸施策を全庁的に推進する必要があることから、本市では「草加市地域福祉計画」を総合振興計画と一体として策定しています。

今後は、「草加市地域福祉計画」にもとづき、地域における支えあい活動の担い手となる町会・自治会や地域市民団体・NPOの支援を行うとともに、地域の中で福祉の要となる草加市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他福祉関係団体への育成支援や連携の強化を図り、社会資源がさらなる効果を発揮できるよう新しい仕組み、体制づくりをめざします。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
地域福祉の推進	①地域福祉活動の推進

### 【施策の意図】

すべての市民が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことのできる環境をつくる。
---

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●地域での助け合いの活動に積極的に参加する
地域の役割	●地域で見守り、支え合いのしくみをつくる
事業者の役割	●地域での助け合いの活動に積極的に参加する ●地域福祉の活動を担う人材を育成する
行政の役割	●地域福祉に関する情報を提供する ●地域福祉に必要な知識や技術を学ぶ場を設ける

## 施策 22 勤労者・雇用対策の推進

勤労者の福祉の増進と雇用対策の推進を図るため、引き続き労働講座や就労の安定に係る各種情報の提供、相談業務の充実に努めるとともに、少子・高齢化の急速な進行にともなう労働年齢の構造的変化などの各種課題に対応するために、若年者、高年者、障がい者及び女性の雇用促進などについて関係機関と連携を図りながら勤労者・雇用対策を推進します。

雇用情勢は依然厳しい状況にありますが、正社員を希望する非正規雇用労働者の正規雇用化や、雇用の安定、処遇の改善に取り組むほか、ハローワークをはじめ、国の機関や埼玉県、さらには商工会議所などの諸団体とも連携・協働を図りながら、就労支援及び雇用対策の推進・拡充を図り、市としての取組を強化します。

また、勤労者がゆとりをもって豊かで安定した生活を送ることができるよう、教養・文化の向上と福祉の増進に寄与する施設運営を行います。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
勤労者・雇用対策の推進	①就労者の安定支援
	②勤労者福利厚生の実施

### 【施策の意図】

勤労者福祉の増進及び就労の安定を図る。
---------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●働くことの意義や権利などについて学ぶ
地域の役割	●コミュニティビジネスなどを立ち上げ、雇用の場を創出する
事業者の役割	●できるだけ多くの市民を雇用する
行政の役割	●求職者に対して相談や情報提供、各種講座などをおこなう ●安定した雇用機会を生み出す企業誘致や起業支援などをおこなう

## 施策 23 障がい者福祉の推進

障がい者の主体性、自立性を確保して、すべての障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を生み出す環境整備が必要です。

障がい者福祉制度では、平成 15 年度に支援費制度が導入され、平成 18 年度には障害者自立支援法、平成 25 年度には障害者総合支援法が施行されるなど、障がい者を取りまく施策は大きく変わってきています。

そのため、「草加市障がい者計画」を見直す中で、「ノーマライゼーション」を基本理念に、めざしていく基本目標を「ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる」こととし、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進しています。

今後は引き続き、「草加市障がい者計画」にもとづき、ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進などの諸施策を行い、障がい者福祉の推進を図ります。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
障がい者福祉の推進	①自立と社会参加の支援
	②在宅要介護者の支援
	③障がい者の更生援護

### 【施策の意図】

障がい者が安心して生活ができるようにする。
-----------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者に対する理解を深める</li> <li>●障がい者を支援する活動に参加する</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で障がい者の生活を支援する活動をおこなう</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の雇用の場をつくる</li> <li>●障がい者を支える活動に協力する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が地域で自立した生活が送れるようサービスを充実する</li> <li>●公共施設や道路などのバリアフリー化を進める</li> </ul>

## 施策 24 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

様々な原因により自力では生計を維持できず生活困窮に陥った、もしくは陥る可能性のある市民に対し、健康で文化的な最低限の生活を保障し、それぞれの世帯の自立を支援するために、世帯の状況に応じた自立更生計画による指導援助を推進します。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	①生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

### 【施策の意図】

生活保護世帯・生活困窮者を社会的に自立させる。

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●健康管理や就労活動などの自助努力をおこなう
地域の役割	●コミュニティビジネスなどを立ち上げ、生活困窮者等を雇用する
事業者の役割	●生活に困窮している市民を積極的に雇用する
行政の役割	●生活保護世帯や生活困窮者に対して相談や就労等の指導をおこなう



## 施策 25 国際交流・地域間交流の充実

急速に進むグローバル化により、経済や環境など、国際的に対応しなければならない様々な問題も生じるようになってきました。これらの問題を友好的かつ円滑に解決するためには、日ごろの交流を通してお互いの文化の理解を深めることが何よりも必要です。

一方で、都市化が進んだ本市では、外国籍市民も含めて様々な国や地域の人々が住んでいることから、すべての市民がともに暮らしやすいまちづくり「多文化共生社会」をめざすことが必要です。

また、国内においても様々な歴史や文化を有する地域が存在します。本市では体験することのできない環境や文化に市民が直接ふれあうことは、改めて本市の特性を理解し、アイデンティティを確立することに大きく役立つものと考えられます。

引き続き、文化交流、相互交流の枠にとどまらず様々な形での交流を実践することにより、国際交流・地域間交流を充実させることで相互理解の充実を図ります。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
国際交流・地域間交流の充実	①国際交流・地域間交流の推進

### 【施策の意図】

様々な交流を通して相互の文化を理解する。
----------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化の多様性について学ぶ</li> <li>●市や地域が実施する交流活動に積極的に参加する</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域社会の一員として外国籍市民を受け入れる</li> <li>●交流イベントの実施など、市外の様々な地域と交流活動をおこなう</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市や地域が実施する交流活動に協力する</li> <li>●市外の事業者と連携した交流イベント等を実施する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●姉妹都市の活動など市外の様々な地域と交流する機会をつくる</li> <li>●様々な文化的な背景を持った市民同士が相互に理解しあえるための支援をおこなう</li> </ul>

## 施策 26 人権の尊重

「人権」とは、人間であるが故に、生まれながらにして当然に有する権利ですが、この概念が現在の形に発展・認知されるまでには、長い時間と多くの犠牲が費やされてきました。しかも、ひとたび確立をみたこの尊い人権も、私たちがその尊厳を認め、真摯に守っていかなければ、簡単に崩壊してしまうものです。

人権侵害の大きな要因の一つに「戦争」があります。本市では、その悲惨な体験を二度と繰り返すことの無いように、昭和 62 年に「平和都市宣言」を行い、平和の大切さを広く訴えるため、毎年、平和を願う市民団体との協働で講演会、パネル展、映画会などの平和事業を実施してきました。

また、身体的・精神的暴力、さらには性や出自による差別など、私たちの日常生活においては、残念ながらいまだ身近なところで人権侵害がひき起こされています。近年ドメスティックバイオレンス（DV）といわれる配偶者などの親密な間柄での暴力が大きな社会問題になっています。自分の人権が侵害されないことは大切ですが、だからといって他人の人権を侵害したり、他人の人権侵害に対して見て見ぬ振りをしたりすれば、いつか自分の人権も侵害されかねません。そのため、根本的には、人権を侵害しない、人権侵害を絶対に許さないという確固たる人権意識の醸成・高揚のさらなる推進を図ります。

さらに、人権の一つのテーマとして、男女共同参画社会が挙げられます。昨今、産業構造の変化や少子高齢化にあわせて、本市でも人口減少がはじまります。このような中で女性と男性がそれぞれの個性や能力を発揮し、性別にとらわれることなく、あらゆる分野に対等な立場で参画し、責任を担っていく男女共同参画社会の実現が求められており、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場面で取組を推進します。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
人権の尊重	①平和への貢献
	②人権啓発の推進
	③人権教育の推進
	④男女共同参画社会の実現

### 【施策の意図】

人権尊重の精神を養う。
-------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●人権とは何かを学び、他人の人権を尊重する意識を高める
地域の役割	●地域活動において男女差別などをおこなわない
事業者の役割	●事業活動において差別的な取扱いをしない
行政の役割	●人権教育や人権啓発の活動をおこなう

#### 4) 草加らしい豊かな暮らし

##### 施策 27 「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の推進

本市では、「生涯学習基本構想・基本計画」に掲げた将来像である「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の実現をめざし、地域に根ざした生涯学習活動を推進しています。今後も、市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や学習機会を提供するとともに、習得した技能や知識を市民が社会へ還元していける地域づくりを推進します。

さらに、身近で地域性を生かした学習機会を提供するとともに、学習環境のネットワーク化を推進します。

また、文化財保護意識の形成及び文化財保護体制の確立を進め、「国指定名勝 おくのほそ道の風景地草加松原」に代表される、地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として、将来にわたり保存・継承していく取組をさらに推進していきます。

##### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の推進	①生涯をとおした多様な学習機会の充実
	②生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進
	③文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進

##### 【施策の意図】

市民が自発的意志にもとづいて、自己に適した手法・方法を選び、生涯を通じて主体的に学習をするライフスタイルの形成を図る。

##### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動に取り組む</li> <li>●子どもたちが学び続ける意欲を持ち続けられるよう興味を喚起する</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の歴史や文化を子どもたちに継承する</li> <li>●高齢者の知識や技能を子どもたちに伝える</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場見学や様々な体験などの場を提供する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習講座などの学ぶ機会や図書館、公民館などの学びの場を充実する</li> <li>●市の文化遺産を守り、後世に継承する</li> </ul>

## 施策 28 草加らしい文化の創造

本市では、市民の生きがいつくりや自己実現を支援し、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会を実現することをめざし、「草加市文化芸術振興条例」を制定しています。

この条例にもとづき、おくのほそ道のゆかりなど、草加の歴史を尊重し、草加に息づくにぎわいと活気にあふれた文化芸術の振興、向上、発展を図るため、文化芸術の継承、保護に係る活動や、学びの場における取組の支援など、文化芸術活動を推進するために必要な措置を講じ、草加らしい文化芸術の振興を推進していきます。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
草加らしい文化の創造	①草加らしい文化の創造

### 【施策の意図】

草加らしい文化を創造する。
---------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●市の歴史や伝統文化などに親しむ ●文化芸術などに親しむ
地域の役割	●地域の歴史や文化などを守り、継承する活動をおこなう
事業者の役割	●文化芸術活動に対する支援をおこなう
行政の役割	●文化芸術を学ぶ機会や文化芸術活動を行う場を整備する

## 施策 29 スポーツの推進

「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」をしている本市では、すべての市民が生涯にわたりスポーツを通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域にひろめ、健康な明るいまちづくりを進めていくことをめざしています。

本市では、スポーツに取り組みたいと考えている人に比べ、実際にスポーツに取り組んでいる市民の割合が低い状況です。子どもと高齢者を中心に運動をする人とならない人の差が広がり、特に、子どもの体力は低下傾向にあります。また、今後も高齢化が進み、民生費が膨らむことが予想されます。

こうしたことから、市民がスポーツに対する意識を高め、自主性を持ってスポーツに取り組み、健やかな心と体を養っていくことが望まれます。そのためには、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組める環境を整備することが必要です。

より多くの人々がスポーツに親しめるよう、施設を適切に管理運営し、教室や大会などのスポーツ振興事業を開催するとともに、ウォーキングやラジオ体操など誰もが取り組みやすい運動の普及を図ります。

また、学校体育施設や地域グラウンドの有効活用により、スポーツ指導者とスポーツ団体の育成・支援を行います。併せて、スポーツ推進委員を主体として地域スポーツを推進し、コミュニティの醸成を図ります。

さらに、スポーツによる健康づくりの拠点になるよう、市北東部については既存の屋外スポーツ施設に加え、中川の河川敷の活用などの整備を進めるとともに、市民温水プールを体育館等を含めた複合施設に更新し、総合的にスポーツを推進します。

### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
スポーツの推進	①生涯スポーツの推進
	②地域におけるスポーツ活動の推進
	③スポーツを通じた健康づくりの推進

### 【施策の意図】

だれもが、いつでもどこでもいつまでもスポーツに取り組める環境をつくる。
-------------------------------------

### 【協働のイメージ】

市民の役割	●健康の維持増進について意識し、積極的にスポーツに取り組む
地域の役割	●健康づくりのための体操やスポーツ大会の開催などに地域で取り組む
事業者の役割	●事業者として市民が多様なスポーツをできる場や機会を提供する ●市や地域が実施するスポーツ振興のための活動に協力する
行政の役割	●市民が多様なスポーツをできる場や機会を提供する ●スポーツ振興を担う人材を育成する

### 施策 30 消費者の自立と支援

国際化・情報化・規制緩和の進展などにもない、市民の消費生活に便利さ・快適さがもたらされる一方で、商品などの欠陥や不良による被害の発生や不当な商取引行為などによって、消費者の生命・身体・財産を損なう様々な問題が生じています。今後、こうした不当行為や消費者事故などはさらに複雑・多様化することが予想されるため、啓発事業の展開によって知識の修得や被害の回避を行うとともに、相談事業を通じて様々な消費者事故などの情報を収集し、実際の被害救済や被害拡大の防止に努めます。

また、「草加市いきいき消費生活条例」に基づき、消費者の権利を尊重するとともに、市民が環境などに配慮した消費生活を営むことができるよう、必要な施策を講じ、消費者一人ひとりが主体的に消費生活に関する情報収集に努めながら、考え、行動できる自立した消費者となるよう、消費者団体などと連携しながら支援に努めます。

さらに、安全で豊かな市民生活を営むことができるよう、消費者としての権利の増進と様々な自立支援を進めます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
消費者の自立と支援	①自立した消費者の支援

#### 【施策の意図】

消費者としての権利の尊重とその自立を進める。
------------------------

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	●商品や消費に関して学習し、正しい知識を身につける
地域の役割	●地域での助け合いなどを通じて、消費者被害に会っている人を発見する ●地域での助け合いなどを通じて、消費に関する正しい情報を伝える
事業者の役割	●事業活動を通じて正しい商品知識等を伝える
行政の役割	●商品や消費に関する正しい情報を提供する ●学校教育の場などを通じて子どもたちに消費に関する知識を伝える

### 施策 31 心と体の健康づくり

急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加などにもない、保健・医療を取りまく環境は大きく変化し、市民ニーズもますます高度化、多様化しています。

市では、「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」の趣旨にもとづき、市民一人ひとりが、自分の健康は自分でつくるという自助の考え方を基本として、健やかで心豊かに生活ができる活力ある社会をめざし、心身の健康の保持・増進を図り、健康寿命延伸のための総合的な施策を推進します。

また、乳幼児から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた保健事業の実施や、一次予防を中心とした生活習慣病対策の推進、高齢者の介護予防などの支援を行い、世代を超えた健康づくりの普及啓発に取り組みます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
心と体の健康づくり	①健康づくりの啓発と実践
	②乳幼児・妊産婦への健康支援
	③成人・高齢者の健康支援
	④国民健康保険の推進
	⑤高齢者医療制度の推進

#### 【施策の意図】

運動、栄養管理、疾病の予防、早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進する。
---

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康寿命を伸ばすため、栄養・休養・睡眠・運動に留意する</li> <li>●健康診断を受診し、自分の健康状態をチェックする</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者などが地域で集まれる場を設け、高齢者が外出する機会をつくる</li> <li>●健康づくりのための体操など、地域で取り組める健康づくり活動に取り組む</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過労やメンタルヘルスにならないようにするため職場環境を良好に保つ</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種検診などを実施する</li> <li>●健康の維持増進に向けた健康指導や健康教育などをおこなう</li> </ul>

### 施策 32 医療環境の充実

一次、二次医療の適切な利用が浸透するよう普及・啓発活動を進めるとともに、医療機関などがその機能を十分発揮できるよう、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの協働により、地域における医療環境の充実に努めます。

「市民のいのちと健康を守り、地域医療の中核を担う」ことを基本理念としている市立病院については、地域の中核病院として、総合的・急性期医療を基盤として、高度専門医療、二次救急と地域医療連携の充実に努めます。

また、災害時の対応についても災害拠点病院として体制の強化を図り、より一層の充実に努めます。

#### 【施策の体系】

施策名	具体的取組
医療環境の充実	①地域医療体制の推進
	②市立病院の健全な運営の推進

#### 【施策の意図】

安全で安心な医療環境の実現をめざす。
--------------------

#### 【協働のイメージ】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康の維持増進に努める</li> <li>●早めに医療機関にかかり、医療費がかからないように努める</li> </ul>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急車を呼んだ時などに役立つ本人の持病や服用薬、かかりつけ医等を記載した連絡票の作成を地域ぐるみで進める</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の健康増進に向けた指導や情報提供をおこなう</li> <li>●かかりつけ医などが適切に医療サービスを提供する</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市立病院を適切に運営し、市民のニーズに応える</li> <li>●地域医療、救急医療のサービス向上に向けて関係機関等との連携を強化する</li> </ul>